

令和 7 年 4 月 1 日

京都府・京都市

和装産業取引改善等特別資金

融 資 対 象 者	◆ 京都府内の和装関連卸売業者及び丹後、西陣、京友禅等の和装関連製造業者で、府内において引き続き 1 年以上同一事業を営む事業者並びにこれら事業者で構成する商工組合等
資 金 使 途	① 運転資金 ② 京都府・京都市の制度融資の既往借入金の返済資金（対象融資制度については裏面参照）
融 資 限 度 額	◆ 2 億円以内（ただし、京都市内に所在する事業者（商工組合等を除く）が、京都府・京都市の制度を併用した場合は、4 億円以内）
融 資 期 間 等	◆ 10 年以内（原則として元金均等月賦返済、必要に応じ 1 年以内の据置可）
融 資 利 率	◆ 年 1.7 % 以内（固定金利）
実 施 期 間	◆ 令和 8 年 3 月 31 日まで
保 証 人 ・ 担 保	◆ 融資に当たっては、必要に応じ、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付するものとする。保証協会の保証を付する融資にあつては、担保は必要に応じて求めることとし、保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。保証協会の保証を付さない融資にあつては取扱金融機関の定めるところによる。
取 扱 金 融 機 関	<u>京都銀行</u> <u>南都銀行</u> <u>滋賀銀行</u> <u>関西みらい銀行</u> <u>福邦銀行</u> <u>池田泉州銀行</u> <u>京都信用金庫</u> <u>京都中央信用金庫</u> <u>近畿産業信用組合</u> <u>京滋信用組合</u> <u>三菱UFJ銀行</u> <u>みずほ銀行</u> <u>商工組合中央金庫</u> （下線は、京都府・京都市制度の双方を取扱う金融機関）
そ の 他	① 本融資制度のご利用は、税務申告があり、京都府税及び京都市税（京都市外の方は府税のみ）の滞納がないことが申し込みの条件となります。 ② 申し込みの際し、「取引・構造改善計画書」及び「資金返済計画書」を提出していただきます。

※ 御利用にあたっては、金融機関（及び保証協会）の審査があり、御希望に添えない場合があります。

※ 資金使途の②「京都府・京都市の制度融資の既往借入金の返済資金」とは、原則として、別表の制度の返済資金とする。

別表

京 都 府	京 都 市
・経営強化特別融資制度（特定業種経営安定資金を除く。） ・中小商業活性化促進特別融資制度 ・地域開発支援融資制度（企業立地促進対策融資制度を含む。） ・先端技術導入促進低利融資制度 ・体質強化資金融資制度（特定中小企業対策特別融資制度を含む。） ・環境保全対策低利融資制度（公害防止対策低利融資制度を含む。） ・組織強化低利融資制度（協同組合・商店街振興組合等低利融資制度、企業組合等低利融資制度、商店街等振興融資制度を含む。） ・産地中小企業対策融資制度 ・和装産業経営安定特別融資制度 ・和装業界等緊急金融対策融資制度	・和装産業経営改善（取引改善）特別融資 ・中小企業経営改善融資 ・中小企業体質強化融資制度 ・新製品開発助成融資制度 ・先端技術導入・技術開発融資制度 ・中小企業設備近代化融資制度 ・小売商業振興特別融資制度 ・伝統産業設備改善融資制度 ・小売商業地域活性化共同事業融資制度 ・協業化助成融資制度 ・従業員福利厚生施設助成融資制度 ・和装不況対策緊急特別融資制度 ・経営安定特別融資制度 ・兵庫県南部地震対策特別融資制度 ・不況借換特別融資制度 ・和装産業経営安定特別融資制度 ・和装業界等対策特別融資制度